

2018年3月29日

「森林経営管理法案」趣旨説明質疑

立憲民主党 大河原雅子

立憲民主党の大河原雅子です。

立憲民主党を代表して、

ただいま議題となりました、森林経営管理法案について
質問いたします。

冒頭、一言申し上げます。

一昨日、佐川前国税庁長官に対する証人喚問が行われました。
しかし、50回にも及ぼうかという佐川氏の証言拒否の結果、
真相究明がなされたとは、全くもって言えない状況です。
決裁文書の改ざんは、立法府に対する冒涇であり、
国政調査権の蹂躪です。

「いつ」、「誰が」、「何のため」に

改ざんを行ったのか、一切分からないままです。

与党の大幹部は、「疑いは晴れた」などと、どうして、
いけ、しゃあしゃあと言えるのでしょうか。

立法府に身を置く、政治家としての矜持を疑います。

麻生大臣は、佐川氏が「最終責任者」と主張されていました。

しかし、麻生大臣の言うところの「最終責任者」が、
一昨日、立法府に対して、そして国民に対しての説明責任を
放棄するような姿勢に終始したことは、誠に遺憾です。

麻生大臣は、その佐川氏を「適材適所」とも言い続けてきました。

今でも「適材適所」だったと、本気で考えておられるのでしょうか。

佐川氏に対する任命責任、特に理財局長に任命した責任について
改めて伺います。

また、佐川氏は証人喚問で、財務省の調査について、

「中身を承知していない」旨の発言をしています。

財務省は、佐川氏に対して、今回の森友問題の件で、

きちんと、事情を聞いたのでしょうか。

退職前に、事務次官が事情を聞いたとの話がありますが、

それだけなのでしょうか。

今後、詳細にヒアリングを行う予定はあるのでしょうか。
予定がないとすれば、それで調査が成り立つのでしょうか。
いずれも麻生大臣の答弁を求めます。

この件でもう一点、申し上げます。
一昨日の証人喚問で、佐川氏は最後の最後になって、
「どういう経緯で、誰が、どう具体的に指示をしたか、
という点について答えず、
【その点については明らかになっていない】」と、
証人自らがぬけぬけと述べるという、
前代未聞の事態が起きました。

何を今さら、と思った国民の皆さんは多いと思います。
やはり真相究明は、全くなされていない、と言わざるを得ません。
麻生大臣は、証人がここまで言ったことを受けても、
真相究明は、一昨日の喚問で、
十分だと思われているのでしょうか。
答弁を願います。

では、本題の「森林経営管理法案」について質問させていただきます。
国土の7割が森林に覆われている日本は、
世界でも有数の「森林国」だと言われています。

森林面積は国土の3分の2に当たる
約2500万ヘクタールを占めています。
そのうち四割の約1千万ヘクタールが、
木材生産を目的とした人工林です。
戦後の復興のために、大造林した木々が今や主伐期を迎えています。
森林は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全、
地球温暖化防止、木材をはじめ林産物の生産など、
多面的・公益的な機能を持っています。
この多面的機能が持続的に発揮されるために、
林業の持続的な発展と、林産物の安定的な供給と利用が
課題となってきました。
国産材の価格は昭和50年を境として、
長期的に下落傾向にあり、

平成25年頃から、ようやく価格に落ち着きが見られるようになりました。

しかし、その木材価格はピーク時と比較すると、およそ3分の1に低下しています。

そのため、伐採期に入った森林であっても、伐採後の再造林のコストの捻出が困難な事態に陥っています。

先祖代々受け継いできた森林だからこそ、よりよいタイミングで伐採できるようにしたいと考える林家も、多く存在しています。

また、相続の中で所有者が不明となった森林も多く、荒廃が進行している事例も報告されています。

林業は、子育てにたとえられます。

苗木を植え、下草を刈り、雪で倒れれば綱をかけておこし、除伐や間伐、枝打ちを行い、何十年、時には百年以上も、精魂こめた作業が続きます。

こうした長年の努力が生み出してきた林業の価値が、経済的な利益だけでないことを再認識し、次世代へと引き継いでいくことは大変重要なことです。

これまでの先人たちの努力により、戦後造林された人工林を中心に、現在、本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源の循環利用が大きな課題となっています。

林業の成長産業化と、森林資源の適切な管理を実現するためには、

低迷する国内林業の活性化を図り、森林整備を推進し、山村での雇用創出を実現させる必要があります。

このような中、平成31年度税制改正において、（仮称）森林環境税等を創設することとされ、森林整備等の推進が期待される所です。

そこで、まず、林業の成長産業化にむけて、この法律が果たす役割について伺います。

また、林業の成長産業化のためには、木材自給率だけでなく、木材消費量を伸ばしていく必要があります。

そのため、木材等の需要拡大、販売促進などの政策も必要ですが、これらについて、別途検討するのか併せてお答え下さい。

本案により、これまで放置してきた森林所有者は、所有する森林に経営管理権が設定された場合には、新たな経済的損失がなく、森林所有者の責務を果たすこととなります。さらに、経営管理実施権が、設定された場合には、販売収入の一部から利益を得る可能性もあります。これまで熱心に林業経営に取り組んできた森林所有者が、自ら管理しなくとも、利益が得られるのであれば、経営管理集積計画の作成を希望することもあり、逆に意欲を削ぐ可能性があるのではないかと危惧されます。

また、意欲があり、これまで長年の取り組みで培ってきた能力の高い経営者は、利益の一部を、森林所有者に還元することが必要であり、手元に残る利益が減ることから、新しい森林管理システムを活用する、インセンティブが分かりにくいと思われれます。この点について政府の考え方を伺います。

林業は、植林から伐採・収穫までに数十年を要します。長期間の経営管理を行える、林業経営者を、十分に確保できる見込みがあるのか、また、そのような経営者をどのように選定するのも合わせてお聞かせください。

次に、所有者不明森林に係る措置についても伺います。所有者が不明の場合や、共有者が、不明の場合、相当な努力が払われたと認められる探索の方法は政令で定めることになっています。公簿での探索、登記簿上の所有者と、その配偶者、また、子までの範囲とする方向で検討されておりますが、政令で定める具体的な探索方法、また事後に森林所有者が現れた場合に、どう対処していくのか、政府の考え方を伺います。

日本の森林面積は2500万ヘクタール。
このうち本案が対象とする私有林は7割となり、
残り3割は国有林です。
本案の対象を私有林に限った理由についてご説明ください。
また私有林には私有林と公有林が含まれます。
都道府県、市町村等が森林所有者である公有林について、
経営管理権を設定することがあり得るのでしょうか。
公有林に経営管理権を設定することがあるとすれば、
公平性・透明性が求められます。

市町村の場合には、公有林の管理を行う者と
経営管理権集積計画を作成する者が同じと想定されますが、
その際の公平性、透明性は
どのように担保されるのでしょうか、
政府の考え方を伺います。

最後は、市町村の実施体制についてです。
都道府県・市町村の責務について伺います。
市町村は、本案によって森林管理が円滑に
おこなわれるように必要な措置を講ずるよう、
努めることになっています。
新たに創設される森林管理システムでは
市町村が中心的役割を果たしますが、
業務の増大が想定されます。
市町村は、これまでの森林・林業政策に関わる業務に加えて、
経営管理集積計画の作成や、所有者や共有者不明森林の、
所有者の探索等の、新たな業務が生じ、
人員や活動経費などの体制整備が、必須です。
市町村の実施体制への支援について、政府の方針を伺います。
また、市町村が中心的役割を担うとしても、
都道府県の役割が不明確です。
この点も合わせてお答えください。

最後に、一言申し上げます。
私は、30年以上前に、

水を汚さない暮らしを進める活動のなかで、
「森は海の恋人」という言葉に出会いました。
以来、森と海は川で結ばれ、
つながっていることを、心に刻み、活動してきました。
豊かな森林から供給される、有機物は、
川から海へ流れ出て、
植物プランクトンは、豊かな漁場をつくり、
魚介類や海藻類など、多彩な水産資源を
私たちにもたらしてくれます。
日本は太平洋・日本海に、
3万5000の川が注ぐ国ですが、
山が荒れ、川にはダムや河口堰がつくられて、
森・川・海の関係が、
ズタズタになってしまったところでは、
漁場が荒廃し、多くの水産資源が失われています。

しかし、東日本大震災では、被害を受けた、
気仙沼のカキやホタテの養殖が
いち早く復興したのも、
背後の大川がきちんと整備され、
「森は海の恋人」という考えのもとに、
漁業者が植林活動を進めるなど、
海・川・森のつながりを
しっかりと作ってきたからだといわれています。
故郷の風景にある、森・川・海のつながりを
途切れさせず、
食べ物、エネルギー、ケア、により、
地域経済を循環させ、持続可能な地球をつくることが、
重要であることを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。
ご清聴ありがとうございました。

(以上)